【昭和40年5月28日 法律第90号】

（改正後）

第四十条　削除

（改正前）

第四十条　大蔵大臣は、証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が第三十四条第一項の規定により大蔵省令で定める率を超えることとなつたときは、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示しその営業の停止を命ずることができる。

②　大蔵大臣は、前項の規定により営業の停止を命じた場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四条第一項の規定に適合することとなつたときは、前項の規定による命令を取り消さなければならない。

③　大蔵大臣は、第一項の規定により営業の停止を命じた場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四条第一項の規定に適合することとならないときは、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、当該証券業者の登録を取り消さなければならない。

【昭和38年7月9日 法律第126号】 （改正なし）

【昭和37年9月15日 法律第161号】 （改正なし）

【昭和37年5月16日 法律第140号】 （改正なし）

【昭和30年8月1日 法律第120号】

（改正後）

第四十条　大蔵大臣は、　証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が第三十四条第一項の規定により大蔵省令で定める率を超えることとなつたときは、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示しその営業の停止を命ずることができる。

②　大蔵大臣は、前項の規定により営業の停止を命じた場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四条第一項の規定に適合することとなつたときは、前項の規定による命令を取り消さなければならない。

③　大蔵大臣は、第一項の規定により営業の停止を命じた場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四条第一項の規定に適合することとならないときは、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、当該証券業者の登録を取り消さなければならない。

（改正前）

第四十条　大蔵大臣は、証券業者の営業用純資本額が第三十四条第一項に規定する金額を下ることとなつたとき、又は証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が同条第二項の規定により大蔵省令で定める率を超えることとなつたときは、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示しその営業の停止を命ずることができる。

②　大蔵大臣は、前項の規定により営業の停止を命じた場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四条の規定に適合することとなつたときは、前項の規定による命令を取り消さなければならない。

③　大蔵大臣は、第一項の規定により営業の停止を命じた場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四条の規定に適合することとならないときは、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、当該証券業者の登録を取り消さなければならない。

【昭和29年6月26日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第四十条　大蔵大臣は、証券業者の営業用純資本額が第三十四条第一項に規定する金額を下ることとなつたとき、又は証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が同条第二項の規定により大蔵省令で定める率を超えることとなつたときは、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示しその営業の停止を命ずることができる。

②　大蔵大臣は、前項の規定により営業の停止を命じた場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四条の規定に適合することとなつたときは、　前項の規定による命令を取り消さなければならない。

③　大蔵大臣は、第一項の規定により営業の停止を命じた場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四条の規定に適合することとならないときは、　当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、当該証券業者の登録を取り消さなければならない。

（改正前）

第四十条　大蔵大臣は、証券業者の営業用純資本額が第三十四条第一項に規定する金額を下ることとなつたとき、又は証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が同条第二項の規定により大蔵省令で定める率を超えることとなつたときは、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示しその営業の停止を命じなければならない。

②　前項の場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四条の規定に適合することとなつたときは、大蔵大臣は、前項の規定による命令を取り消さなければならない。

③　第一項の場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四条の規定に適合することとならないときは、大蔵大臣は、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、当該証券業者の登録を取り消さなければならない。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第四十条　大蔵大臣は、証券業者の営業用純資本額が第三十四条第一項に規定する金額を下ることとなつたとき、又は証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が同条第二項の規定により大蔵省令で定める率を超えることとなつたときは、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示しその営業の停止を命じなければならない。

②　前項の場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四条の規定に適合することとなつたときは、大蔵大臣は、前項の規定による命令を取り消さなければならない。

③　第一項の場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四条の規定に適合することとならないときは、大蔵大臣は、当該証券業者に通知して当該職員をして審問を行わせた後、当該証券業者の登録を取り消さなければならない。

（改正前）

第四十条　証券取引委員会は、証券業者の営業用純資本額が第三十四条第一項に規定する金額を下ることとなつたとき、又は証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が同条第二項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超えることとなつたときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示しその営業の停止を命じなければならない。

②　前項の場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四条の規定に適合することとなつたときは、証券取引委員会は、前項の規定による命令を取り消さなければならない。

③　第一項の場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四条の規定に適合することとならないときは、証券取引委員会は、当該証券業者に通知して審問を行つた後、当該証券業者の登録を取り消さなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】

（改正後）

第四十条　証券取引委員会は、証券業者の営業用純資本額が第三十四条第一項に規定する金額を下ることとなつたとき、又は証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が同条第二項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超えることとなつたときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示しその営業の停止を命じなければならない。

（改正前）

第四十条　証券取引委員会は、証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が第三十四条第一項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超えることとなつたときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示しその営業の停止を命じなければならない。

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第四十条　証券取引委員会は、証券業者の負債総額のその営業用純資本額に対する比率が第三十四条第一項の規定により証券取引委員会規則で定める率を超えることとなつたときは、当該証券業者に通知して審問を行つた後、理由を示しその営業の停止を命じなければならない。

②　前項の場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四条の規定に適合することとなつたときは、証券取引委員会は、前項の規定による命令を取り消さなければならない。

③　第一項の場合において、当該証券業者が六箇月以内に第三十四条の規定に適合することとならないときは、証券取引委員会は、当該証券業者に通知して審問を行つた後、当該証券業者の登録を取り消さなければならない。